

事業所 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課

通所系サービスにおける感染拡大防止のための留意点について

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組にご尽力いただいているところですが、今なお感染拡大は衰えず、感染者数の増加が続いている状況にあります。社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組については、感染者が発生した場合の留意点も含めて、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省事務連絡）に基づくご対応をお願いしているところです。

各事業所におかれましては国の事務連絡を再度ご確認ください、引き続き 感染拡大防止対策の徹底をお願いするとともに、あわせて以下の内容（別紙）を参考にご対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、感染拡大防止のためにやむを得ず利用者等が 在宅でのサービス利用を希望された場合には、あらかじめ利用者等への同意を得て、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について【通所系サービス】（その 1）」（令和 2 年 4 月 8 日健障サ第 274 号）でお伝えしている 要件を満たすことで在宅でのサービス提供も可能です。

1 利用者・職員等が PCR 検査を受診することになった場合：別紙<フェーズ 3>

【共通事項】

- ・状況に応じて在宅支援へ切替
- ・施設内、運営法人内での情報共有
- ・関係機関、当該利用者の家族等への連絡
- ・保健所の助言、指導に基づく対応の実施
- ・濃厚接触が疑われる利用者・職員等の確認
- ・人員体制の確保
- ・施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施

【受診者に応じた対応】

受診者	対応
利用者	・当該利用者の通所を停止（事業所判断による） ・当該利用者以外の方への支援提供方法を検討（事業所判断による） ・「陽性」判定が出た場合に備える。（別紙<フェーズ 4>の準備）
職員	・当該職員は自宅待機等（事業所判断による） ・「陽性」判定が出た場合に備える。（別紙<フェーズ 4>の準備）

2 利用者・職員等がPCR検査で陽性となった場合：別紙<フェーズ4>

(1) 保健所が行う行動調査の実施前

【共通事項】

<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて在宅支援へ切替 ・施設内、運営法人内での情報共有 ・関係機関、当該利用者の家族等への連絡 ・保健所の助言、指導に基づく対応の実施 ・行動調査への協力（濃厚接触が疑われる利用者・職員等の確認） ・施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施
--

【感染者に応じた対応】

感染者	対応
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示に基づき、当該利用者は原則入院 ・全利用者の通所を原則停止（事業所判断による）
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示に基づき、当該職員は原則入院 ・当該職員と接触している職員は自宅待機等（事業所判断による） ・当該職員と接触している利用者の通所を停止（事業所判断による） ・濃厚接触が疑われる者以外の職員で勤務編成を行う。

※行動調査：利用者・職員等がPCR検査で陽性になった場合、「濃厚接触者」の範囲を特定するため、事業所を訪問するなどにより、保健所が行う調査。

(2) 保健所の行動調査実施後（保健所が濃厚接触者を特定）

【共通事項】

<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて在宅支援へ切替 ・施設内、運営法人内での情報共有 ・関係機関、当該利用者の家族等への連絡 ・保健所の助言、指導に基づく対応の実施 ・施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施 ・濃厚接触者の状況把握

【濃厚接触者に応じた対応】

濃厚接触者	対応
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・全利用者の通所を原則停止 （対象者・期間は保健所の助言に基づき、事業所判断による） ・当該利用者以外の方への支援提供方法を検討 （保健所の助言に基づく事業所判断による）
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者、濃厚接触者の職員は自宅待機等 （期間は保健所の指示に従う。） ・濃厚接触者以外の職員で勤務編成を行う。

3 当該利用者の家族等への連絡

- (1) 新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、速やかに施設内や運営法人内での情報共有を行い、あわせて、関係機関や当該利用者の家族等への連絡を行ってください。
- (2) 職員や利用者等で感染が確認された場合（または感染が疑われる方が発生した場合）においては、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和2年4月16日健障サ第439号）に基づき、本市への速やかなご連絡をお願いします。

【連絡先メールアドレス】 kf-covid19@city.yokohama.jp

- (3) 感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合の報告について【通所系・短期入所】（依頼）」（令和2年4月10日健障サ第349号）に基づき、本市への速やかなご連絡をお願いします。

【横浜市電子申請システム】

「感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合の報告」

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1586340579771>



4 その他

- (1) この連絡は現時点のものであり、今後の状況等によっては、この連絡と異なる対応となることがあります。
- (2) 保健所からの指示のある場合、その指示を優先し、ご対応するようお願いいたします。

5 別紙資料

新型コロナウイルス感染が疑われる事例が発生した場合の対応について【通所系サービス】

<参考>

○本市ウェブサイト「新型コロナウイルス関連情報」掲載資料をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和2年4月16日健障サ第439号）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/coronairai.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について【通所系サービス】（その1）」（令和2年4月8日健障サ第274号）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/coronakinkyujitgai01.pdf>

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0048_20200414.pdf

- ・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0053_20200420.pdf

- ・「障害者福祉施設、サービス事業所等における新型コロナウイルス集団発生の防止に向けた対応について」（令和2年3月30日健障支第4566号）

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0037_20200330.pdf

・厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0035_20200330.pdf

○新型コロナウイルス感染症に関連する「経営支援」、「国の支援・情報」等については、本市ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関する情報について」掲載資料をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/>

【担当部署】

<日中活動系サービス（通所）>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係 電話 671-3607

<障害者地域活動ホーム>

<障害者地域活動支援センター作業型・精神作業所型>

<精神障害者生活支援センター>

<多機能型拠点・短期入所・日中一時支援>

健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係 電話 671-3821

新型コロナウイルス感染が疑われる事例が発生した場合の対応について【通所系サービス】

別紙

	＜フェーズ1＞ 発熱等（37.5度以上）の症状が みられる場合	＜フェーズ2＞ 「帰国者・接触者相談センター」 への相談の目安に該当	＜フェーズ3＞ PCR検査実施中	＜フェーズ4＞ PCR陽性 （保健所による行動調査※実施前）	＜フェーズ5＞ PCR陽性 （保健所による行動調査※終了後）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて在宅支援へ切替 施設内、運営法人内での情報共有 施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて在宅支援へ切替 施設内、運営法人内での情報共有 「帰国者・接触者相談センター」への相談・助言に基づく対応の実施（医療機関の受診等） 施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて在宅支援へ切替 施設内、運営法人内での情報共有 関係機関、当該利用者の家族等への連絡 保健所の助言、指導に基づく対応の実施 濃厚接触が疑われる利用者・職員等の確認 人員体制の確保 施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて在宅支援へ切替 施設内、運営法人内での情報共有 関係機関、当該利用者の家族等への連絡 保健所の助言、指導に基づく対応の実施 行動調査への協力（濃厚接触が疑われる利用者・職員等の確認） 施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて在宅支援へ切替 施設内、運営法人内での情報共有 関係機関、当該利用者の家族等への連絡 保健所の助言、指導に基づく対応の実施 施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施 濃厚接触者の状況把握
利用者	<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者の通所を停止（事業所判断による） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者の通所を停止（事業所判断による） 当該利用者以外の方への支援提供方法を検討（事業所判断による） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者の通所を停止（事業所判断による） 当該利用者以外の方への支援提供方法を検討（事業所判断による） 「陽性」判定が出た場合に備える。（＜フェーズ4＞の準備） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示に基づき、当該利用者は原則入院 全利用者の通所を原則停止（事業所判断による） 	<ul style="list-style-type: none"> 全利用者の通所を原則停止（対象者・期間は保健所の助言に基づき、事業所判断による） 当該利用者以外の方への支援提供方法を検討（保健所の助言に基づく事業所判断による）
職員	<ul style="list-style-type: none"> 当該職員は自宅待機等（事業所判断による） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該職員は自宅待機等（事業所判断による） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該職員は自宅待機等（事業所判断による） 「陽性」判定が出た場合に備える。（＜フェーズ4＞の準備） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示に基づき、当該職員は原則入院 当該職員と接触している職員は自宅待機等（事業所判断による） 当該職員と接触している利用者の通所を停止（事業所判断による） 濃厚接触が疑われる者以外の職員で勤務編成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者、濃厚接触者の職員は自宅待機等（期間は保健所の指示に従う） 濃厚接触者以外の職員で勤務編成を行う。

※行動調査
利用者・職員等がPCR検査で陽性になった場合、「濃厚接触者」の範囲を特定するため、事業所を訪問するなどにより、保健所が行う調査

◆次の症状に該当する場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ連絡

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患等がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又はだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者

◆職員や利用者等で感染が確認された場合（または感染が疑われる方が発生した場合は、速やかに横浜市健康福祉局障害福祉保健部へ連絡

【連絡先】kf-covid19@city.yokohama.jp

◆濃厚接触者の定義（保健所が特定）

感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間で、

- 感染者と同室、長時間接触
- 適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護
- 感染者の気道分泌液等に直接接触
- その他、手で触れることのできる距離（1メートル）で、必要な感染予防なしで15分以上の接触があった者